

大和郡山市電子入札運用基準

第1 趣旨

この基準は、大和郡山市建設工事執行規則（昭和43年8月大和郡山市規則第12号。以下「規則」という。）第8条第3項に掲げる電子入札の事務取扱について必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この基準における用語の意義は、規則及び大和郡山市建設工事等競争入札実施要綱に定めるもののほか、以下に定めるところによる。

- (1) 紙入札 電子入札によらない従来の紙媒体により処理する入札及び開札事務をいう。
- (2) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書を格納したカードをいう。
- (3) 電子ファイル 電子入札において提出書類として扱う電磁的記録をいう。
- (4) 紙入札者 市長の承認を受け、紙の入札書により電子入札の対象案件に参加しようとする者。

第3 利用者登録

電子入札に参加しようとする競争入札参加登録業者は、あらかじめ、電子入札システムに電子入札参加に必要な情報を登録（以下「利用者登録」という。）しなければならない。

- 2 利用者登録を行おうとする競争入札参加登録業者は大和郡山市電子入札システム用登録番号等交付申請書（様式第1号）を市長に提出し、利用者登録に必要な情報の交付を受けなければならない。
- 3 電子入札システムの利用者登録をした競争入札参加登録業者は、登録内容に変更が生じた場合には、速やかに電子入札利用者登録内容変更届（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

第4 電子入札対象案件

電子入札の対象案件は、入札の公告又は指名競争入札等の入札通知書において、電子入札である旨、記載がある案件とする。

第5 入札者が使用するICカードの取扱い

電子入札を利用できるICカードは、競争入札参加登録業者本人（法人の場合は代表者又は委任がある場合は受任者）のICカードに限る。

- 2 特定建設工事共同企業体におけるICカードは、特定建設工事共同企業体の代表者のICカードとする。

第6 紙入札による参加を承認する場合

利用者登録を完了している競争入札参加登録業者で、次の各号に該当する入札者は、紙入札を行うことができる。紙入札を希望する競争入札参加登録業者は、紙入札参加承認願（第3号様式）を市長に提出し、承認を得た場合に限り、必要な書類を持参し、入札に参加することができるものとする。

- (1) 電子入札システムの障害等により、電子入札システムを使用した手続を行うことが困難な場合

- (2) 電子入札を行うための I C カードが破損等により使用できなくなった場合、I C カードの再発行を予定又は申請中の場合
 - (3) 電子入札を行うための I C カードの所有者が退職、異動等により、当該 I C カードを使用することが不適当となった場合、I C カードの再発行を予定又は申請中の場合
 - (4) 会社の名称変更、合併、営業譲渡等により電子入札を行うための I C カードの取得が間に合わない場合、I C カードの申請を予定又は申請中の場合
 - (5) その他、市長が紙入札を行うことが真にやむを得ないと認める場合
- 2 前項の規定により紙入札による参加を認めたときは、入札者が当該案件において電子入札システムを使用することについては認めないものとする。ただし、すでに電子入札システムを利用して提出済みの文書については有効なものとして取り扱う。
- 3 第 1 項の規定により紙入札を認めた場合、入札者は紙入札用入札書（様式第 4 号）、その他必要な書類を入札の公告又は指名競争入札等の入札通知書に示す入札書提出締切日時までに提出するものとし、その後の書類の提出は一切受付ないものとする。また、紙入札によって一旦市長に提出した入札書等の書換え、引換え又は撤回を行うことはできないものとする。

第 7 電子ファイルの作成基準

電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は、次のいずれかの方式によるものとする。

- (1) MicrosoftWord 2007形式以下
 - (2) MicrosoftExcel 2007形式以下
 - (3) PDFファイル Acrobat 9 以下のバージョンで作成したもの
- 2 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、LZH又はZIP形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。
- 3 電子ファイルを提出するにあたり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウィルスに感染していないか確認し、コンピュータウィルスに感染したファイルを添付してはならない。
- 4 第 1 項及び第 2 項により作成したファイルの容量は合計10MB以内とする。ただし、内訳書のファイルの容量は 1 MB以内とする。やむを得ず指定した容量を超える場合、または添付できない書面等がある場合は、入札担当課と調整後、各々書類の受付締切日時までに入札担当課に持参するものとする。

第 8 入札書の提出

電子入札システムにより提出された入札書については、入札金額、入札者の商号又は名称及びくじ番号等、必要な事項が全て入力されたものを有効な入札書として取り扱うものとする。

第 9 開札

開札事務従事者は、電子入札システムを使用して開札するものとする。

- 2 紙入札者がいるときの開札にあつては、開札日時に、入札書を開封するものとする。この場合において、開札事務従事者は、開封した入札書の金額及び電子くじ番号を、電子入札システムに入力するものとする。
- 3 開札事務従事者は、電子入札システムに表示される入札結果を確認して開札結果表を出力し、落札者又は落札候補者及びその順位を決定するものとする。

第10 入札辞退

入札者が入札を辞退する場合は、電子入札システムにて届け出なければならない。ただし、紙入札者は持参により提出するものとする。

第11 障害発生時の対応

本市の使用に係る電子計算機等の障害、天災、広域的停電等のために電子入札システムが使用できなくなった場合は、次の各号に定めるところにより対応するものとする。

(1) 短時間の障害で、復旧の見込みがあり電子入札の確実な実施が見込める場合

必要に応じて、入札又は開札の延期を行い、入札者に連絡する。

(2) 重度の障害で、復旧の見込みがない又は電子入札の確実な実施が見込めない場合

紙入札に変更し、入札者に電話等の確実な方法で紙入札に変更したこと及び入札方法等必要な事項を連絡する。この場合において、入札書を除く書類の受領が完了している場合は有効なものとして取扱い、再度の提出は要しないものとする。既に提出された入札書がある場合は開札せず無効とし、改めて紙入札書を提出させるものとする。なお、開札の結果落札者となるべき者が2者以上あるときは、開札立会人にくじを引かせて落札者を決定する。ただし、開札立会人がくじを引かない場合は、当該入札事務に関係のない職員から選任された者にくじを引かせるものとする。

第12 その他

この基準に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては入札心得、入札公告等の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成24年10月1日から施行する。